

## キャッシュレス決済導入業務仕様書

本業務の仕様は、次のとおりである

### 1. 業務名

キャッシュレス決済導入業務

### 2. 業務目的

本市では、住民票をはじめとする各種証明書発行手数料等の収納については、すでにQRコード決済によりキャッシュレス化を図っている。今般、新たにクレジットカード、電子マネーに対応可能な端末の導入により、決済手段を拡大させ、市民・利用者の利便性の向上を図るとともに、決済代行業務の円滑実施が見込める受託事業者を選考し、職員による収納業務の効率化を推進しようとするものである。

### 3. 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

### 4. 業務実施場所

伊丹市役所本庁舎(兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地)

### 5. 対象部署数及びキャッシュレス決済端末の調達台数

設置箇所数：6カ所

端末調達台数：1カ所1台 計6台

### 6. 業務内容

#### (1)キャッシュレス決済プラットフォームの提供

##### ① 本市が要求するキャッシュレス決済手段

受託事業者は、本市が定める住民票や各種証明書の発行手数料等の徴収にあたっては、以下のいずれの決済手段にも対応していること。

##### a クレジットカード

VISA、MasterCard、JCBのうち2社以上

その他受託事業者の提案による

##### b 電子マネー

ICOCA及びWAONを含み3規格以上

その他受託事業者の提案による

##### c スマートフォン決済(QRコード決済)

PayPay、楽天Pay、d払いから2規格以上  
その他受託事業者の提案による

- ② 決済代行業務について  
選定された受託事業者は地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者となり、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者に代わって当該歳入を納付する事務を行う。
- ③ 本市指定口座への入金  
決済代行事業者は、徴収した使用料等を月1回以上の入金日に、端末毎に本市が指定する口座に入金すること。なお、入金日及び指定の入金口座は本件委託契約の締結後に協議のうえ決定する。
- ④ 決済手数料の支払い  
本市は、決済代行事業者との契約により取り決めた決済手数料を、月1回以上の支払日に、決済代行事業者からの請求に基づき支払うものとする。原則として、③の徴収した金額と決済手数料との相殺は行わない。なお、支払日及び部署ごと等の請求先の区分は本件委託契約の締結後に協議のうえ決定する。

## (2) 売上明細データ管理システムの提供

- ① 決済代行事業者は、端末ごと、本市が指定する入金口座ごと、利用したキャッシュレス決済手段ごとに、徴収件数及び徴収金額を月ごとに集計したデータを提供すること。  
なお、集計データの項目及び提供方法については、本件委託契約の締結後に協議のうえ決定する。
- ② 上記のほか、決済代行事業者は、本市が必要とする売上明細データの提供に努めること。なお、売上明細データの内容及び提供方法は、本件委託契約の締結後に協議のうえ決定する。

## (3) キャッシュレス決済端末の調達及び設置

- ① キャッシュレス決済端末の仕様
  - ・受託事業者は、本市が指定する台数のキャッシュレス決済端末を調達すること。キャッシュレス決済端末には、次の機能を備えていること。なお、各機能が一体型となった機器であって操作性に優れたものであること。
    - a .IC カード読取機能(クレジットカード・電子マネー対応)
    - b .QR コード読取機能(スマートフォン決済対応)
    - c .クレジットカード等売上票発行プリンタ
  - ・市民課で導入している株式会社スマレジ製のクラウドPOSレジ「スマレジ」との連携機能を備えていること。(※現状市民課ではスマレジをタブレット端末2台、自動

釣銭機2台と連動させる形で2セット運用しており、そのうち1セットにキャッシュレス決済端末を連動させる。)

② ネットワーク環境

本市側で、端末設置場所においてインターネットへのアクセスが可能な無線LAN環境を用意する。有線によるインターネット環境など、これ以外の通信手段が必要な場合は、必要な工事及び現地機器設置調整作業等を記載すること。

③ キャッシュレス決済端末の保守期間

調達したキャッシュレス決済端末は、契約締結日から4年間の保守期間において、故障修理又は部品交換等の保守に対応していること。

④ 納品期日

受託事業者は、本件委託契約の締結後に協議のうえ決定した納品期日までにキャッシュレス決済端末の納品を完了すること。

⑤ 設置・設定方法

受託事業者は、キャッシュレス決済端末の納品の際に、本市職員が端末を利用できる状態に設定・設置し、設定方法及び操作方法に関する説明を行うこと。

(4) 端末操作マニュアルの作成、操作研修等窓口への導入支援

① 受託事業者は、本市職員が端末の設定及び操作が容易になるように、端末機の設定及び操作方法に関するマニュアルを作成し、文書データ等により提供すること。

② 受託事業者は、本市職員が端末の設定及び操作が容易になるように、端末機の設定及び操作方法の研修を実施すること。なお、研修内容は、本件委託契約の締結後に協議のうえ決定する。

7. 疑義の解決

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、本市と受託事業者との間で誠意をもって話し合い、疑義の解決に努めるものとする。

8. キャッシュレス決済対象費目の令和3年度決算額等

別紙1「キャッシュレス決済の対象一覧表」のとおり

別紙1 キャッシュレス決済対象一覧表

○市民課  
無料分除く

歳入科目	単価(円)	件数(件/年)	令和3年度実績額
戸籍 全部・個人事項証明書	450	10,760	4,842,000
除籍 謄本・抄本	750	852	639,000
原戸籍 謄本・抄本	750	2,834	2,125,500
戸籍附票	300	999	299,700
戸籍受理証明書	350	998	349,300
身分証明書	300	730	219,000
住民票 世帯全員・個人	300	40,860	12,258,000
印鑑登録	200	5,047	1,009,400
印鑑登録証明書	300	19,721	5,916,300
不在証明書	300	18	5,400
埋火葬許可証	300	9	2,700
臨時運行許可証	750	870	652,500
行政証明書	300	113	33,900
個人番号カード再交付	800	382	305,600
各種税証明書	300	11,427	3,428,100
その他証明手数料		1,254	275,900

○徴収課  
無料分除く

歳入科目	単価(円)	件数(件/年)	令和3年度実績額
課税証明書(所得証明書)	300	3,263	978,900
納税証明書	300	627	188,100
評価証明書	300	911	273,300
公課証明書	300	360	108,000
営業証明書	300	3	900
家屋証明書	1,300	989	1,285,700
原動機付自転車標識再交付	150	2	300

○生活環境課

歳入科目	単価(円)	件数(件/年)	令和3年度実績額
注射済票	550	5,699	3,134,450
畜犬登録	3,000	652	1,956,000
火葬済証明書	300	46	13,800

○都市計画課

歳入科目	単価(円)	件数(件/年)	令和3年度実績件数
生産緑地該当証明書	300	41	12,300
相続税等納税猶予該当農地等の証明書			
地域地区証明書	300	17	5,100
市街化区域証明書			
【以下刊行物】			
『用途地域地図』	様々		19,200
『道路網図』			
『白図』			

○土地調査課

歳入科目	単価(円)	件数(件/年)	令和3年度実績額
境界明示申請手数料	3,000	188	564,000
官私有地境界協定証明手数料	300	73	21,900
道路幅員証明手数料	300	24	7,200
換地証明手数料	300	207	62,100
コピーサービス弁償金	10~50	※241	20,390

※R3.10.1より開始した為、6カ月分の件数である

○建築指導課

歳入科目	単価(円)	件数(件/年)	令和3年度実績額
建築物確認申請等手数料	様々	325	3,667,700
長期優良住宅建築等計画認定申請等手数料	様々	194	3,032,200
低炭素建築物新築等計画認定申請等手数料	様々	10	74,200
簡易耐震診断一部負担金	様々	42	160,450
コピーサービス弁償金	10	1,928	135,240